

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 8 月 29 日（金）第 647 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
- 救急病院等の認定（保健医療福祉課取扱い） 1
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 2
- 土地改良区の役員の退任の届出（農地整備課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2

公

告

- 落札者等の公告（6件）（税務課取扱い） 3
- （会計課取扱い） 4

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 6

告

示

鹿児島県告示第549号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

垂水市柊原字蠣原334番，335番1，335番2，336番1，336番2，341番，342番，字西村420番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第550号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	みらいリハビリテーション病院	鹿児島市下荒田二丁目 1 番 25 号	令和 7 年 5 月 29 日から 令和 10 年 5 月 28 日まで
救急病院	社会医療法人聖医会 サザン・リージョン 病院	枕崎市緑町 220	令和 7 年 7 月 30 日から 令和 10 年 7 月 29 日まで
救急病院	有馬病院	南さつま市加世田地頭 所 570 番地	令和 7 年 8 月 1 日から 令和 10 年 7 月 31 日まで
救急病院	加治木整形外科病院	始良市加治木町港町 131 番地 30	令和 7 年 8 月 4 日から 令和 10 年 8 月 3 日まで
救急診療所	木村外科内科	鹿児島市石谷町 2101 番 地 7	令和 7 年 8 月 25 日から 令和 10 年 8 月 24 日まで

鹿児島県告示第 551 号

薩摩川内市上甕町江石 387 番地 西晃及び薩摩川内市上甕町瀬上 714 番地 濱田史朗からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第 108 条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市上甕町中甕、江石、平良及び浦内区域（薩摩川内市上甕町中甕、江石、中野、平良、小島、桑之浦及び瀬上の地区）
- 2 区分 ぶり雑魚定置漁業、小型定置漁業及び主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第 552 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、徳之島用水土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

退任した役員の氏名及び住所

理事 大久保 明 大島郡伊仙町伊仙 2077 番地

始良・伊佐地域振興局告示第 26 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 8 月 29 日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問介護ステーションひなた	伊佐市大口曾木 1095 番地	合同会社友心	伊佐市菱刈川北 1805 番地	上野 高司	令和 7 年 6 月 1 日	行動援護
生活介護 with アミーゴ	霧島市国分郡田 1578 番地 5	社会福祉法人政 典会	霧島市国分重久 269 番地 3	鎌田 善政	令和 7 年 6 月 1 日	生活介護
ショートステイユニテラスはや	霧島市隼人町真 孝字児玉馬場	株式会社 U N I S	鹿屋市古前城町 2-20 B i o r	林 幸生	令和 7 年 6 月 1 日	短期入所

と	870番地 3		l a M201			
就労継続支援 B 型事業所ライフリンク	霧島市隼人町真孝3243番地 1	社会福祉法人ジョイントライフ	霧島市隼人町真孝2681番地 3	緒方 大地	令和 7 年 6 月 1 日	就労継続支援 B 型
介護サービス包括型共同生活援助事業所ネクストライフ	霧島市国分広瀬一丁目 4 番 28 号	社会福祉法人ジョイントライフ	霧島市隼人町真孝2681番地 3	緒方 大地	令和 7 年 6 月 1 日	共同生活援助
特定非営利活動法人就労支援センターつるまる	始良郡湧水町鶴丸620番地 1	特定非営利活動法人就労支援センターつるまる	始良郡湧水町鶴丸622番地 5	宮内 環	令和 7 年 6 月 27 日	就労継続支援 B 型
生活介護事業所実結	始良市宮島町45番地11	株式会社灯	始良市宮島町45番地11	湯浅久美代	令和 7 年 7 月 1 日	生活介護
翠	伊佐市菱刈南浦3491番地 4	一般社団法人治	伊佐市大口里3116番地 4	竹内 祐治	令和 7 年 7 月 1 日	短期入所・共同生活援助
就労継続支援事業みのラボ	霧島市溝辺町竹子2376番地32	株式会社みのりの種	霧島市溝辺町竹子1014番地 1	丸山 豊美	令和 7 年 7 月 1 日	就労継続支援 B 型
就労継続支援 B 型事業所そらーれ	霧島市隼人町内465番地 1	株式会社サニープレイス	霧島市隼人町東郷435番地 5	隈元 大樹	令和 7 年 8 月 1 日	就労継続支援 B 型

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（地方税納付における QR コード導入に伴う税務総合システム改修業務委託） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 6 月 18 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社九州南部公共ビジネス部
鹿児島市高麗町43番 20 号
- 5 随意契約に係る契約金額
57,750,000 円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号該当
.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

電子計算機サービス及び関連のサービス（令和 8 年度 e L T A X 更改に係る税務総合システム改修業務委託） 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県総務部税務課税務電算係

鹿児島市鴨池新町10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 6 月 30 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社九州南部公共ビジネス部

鹿児島市高麗町43番20号

5 随意契約に係る契約金額

109,890,000円

6 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号該当

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県警察本部長 岩瀬聡

1 落札に係る物品等の名称及び数量

本部ネットワーク機器の賃貸借 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号

3 落札者を決定した日

令和 7 年 7 月 8 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

5 落札金額

81,074,400円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和 7 年 5 月 2 日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県警察本部長 岩瀬聡

1 落札に係る物品等の名称及び数量

データベースサーバの賃貸借 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号

3 落札者を決定した日

令和 7 年 7 月 8 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

- 5 落札金額
126,343,800円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 7 年 5 月 2 日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県警察本部長 岩瀬聡

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
サーバの賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 7 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京センチュリー株式会社
東京都千代田区神田練堀町 3 番地
- 5 落札金額
116,022,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 7 年 5 月 2 日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県警察本部長 岩瀬聡

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
一般業務用ノートパソコンの賃貸借 505台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 7 月 16 日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 5 落札金額
89,067,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 7 年 5 月 9 日

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

令和 7 年 11 月 10 日（月）から同月 15 日（土）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

(2) 追加取得講習

令和 7 年 11 月 13 日（木）から同月 15 日（土）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

3 講習の実施場所

鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

次のいずれかの条件に該当する者

ア 最近 5 年間に当該警備業務の区分（以下「1 号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（1 号に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1 号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 1 号に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（1 号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1 号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 1 号に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

1 号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近 5 年間に 1 号に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（1 号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1 号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 1 号に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（1 号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1 号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 1 号に係る警備業務に従事しているもの

5 受講定員

原則、受付先着順とし、各講習の受講申込みが定員に満たない場合、その人数を受け付ける。

(1) 新規取得講習

20 人

(2) 追加取得講習

10 人

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和 7 年 9 月 30 日（火）から同年 10 月 3 日（金）まで

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 受付場所

ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ 4.2 センチメートル、横の長さ 3.6 センチメートル）1 枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1 通

イ 新規取得講習

(ア) 4 の(1)の ア に該当する者

a 1 号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1 通

b 履歴書 1 通

(イ) 4 の(1)の イ に該当する者

1 号の警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通

(ウ) 4 の(1)の ウ に該当する者

a 1 号の警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

(エ) 4 の(1)の エ に該当する者

1 号の警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通

(オ) 4 の(1)の オ に該当する者

a 1 号の警備業務に係る旧 2 級検定合格証の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

ウ 追加取得講習

(ア) 4 の(2)の ア に該当する者

a 警備業務従事証明書 1 通

b 履歴書 1 通

c 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(イ) 4 の(2)の イ に該当する者

- a 1 号の警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通
- b 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
- (ウ) 4 の(2)のウに該当する者
 - a 1 号の警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通
 - b 警備業務従事証明書 1 通
 - c 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
- (エ) 4 の(2)のエに該当する者
 - a 1 号の警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通
 - b 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
- (オ) 4 の(2)のオに該当する者
 - a 1 号の警備業務に係る旧 2 級検定合格証の写し 1 通
 - b 警備業務従事証明書 1 通
 - c 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
- (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参して申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
 - ア 新規取得講習
47,000円
 - イ 追加取得講習
23,000円
- 7 その他
 - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して 1 号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
 - (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
 - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490